

岐阜県公報

第二千四百五十八号
平成二十五年七月二日
(火曜日)

目 次

公 示

- 特定非営利活動法人の設立認証申請
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 土地改良区の定款の変更認可

(環境生活政策課) 四四五^{ページ}
(同) 四四五
(飛騨農林事務所) 四四六
(同) 四四七

公 示

○特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年七月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十五年六月十三日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人次世代人財育成支援センター

三代 表 者 の 氏 名 山田 一子

四 主たる事務所の所在地 岐阜県瑞穂市生津内宮町二丁目三四番地

五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民に対して、シニア層や地域の担

い人材から次世代人財を育成する事業を行い、明るい
希望が持てる地域を築き将来の福祉や医療並びに国際的
人財育成に寄与することを目的とする。

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年七月二日

岐阜県知事 古 田 肇

○土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月二日

岐阜県知事 古田 肇

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
藍田久長	中野一光	川上和貴	芝田清雄	森慎一郎	岩水忠盛	野内文雄	東俊之	中島健次	和田貴博
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
朝日町西洞	朝日町西洞	江名子町	久々野町柳島一〇〇三番地二	丹生川町板殿	丹生川町方	上切町	中切町	岩井町	滝町
八〇〇番地	一二八二番地	三八二二番地	七五一番地一	五五番地一	三七七番地一	四九七番地	一三二八番地	一九七二番地	

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
日 面 用 水 土 地 改 良 区	平 成 二 五 ・ 六 ・ 二 一

平成二十五年七月二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁
岐阜文芸社